

## 第25節 家族滞在

### 第1 在留資格の審査

#### 1 家族滞在の在留資格について

「家族滞在」の在留資格は、一定の在留資格をもって本邦に在留する外国人の扶養家族を受け入れるために設けられたものであり、「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人は、その扶養者である配偶者又は親が本邦に在留する間に限って、本邦に在留することができる。

#### 2 該当範囲

入管法別表第1の4の表の「家族滞在」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（外交、公用、特定技能（二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）技能実習及び短期滞在を除く。）をもって在留する者又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

#### (1) 家族滞在の在留資格に該当する範囲

「外交」、「公用」、「特定技能1号」、「技能実習」、「短期滞在」、「研修」、「家族滞在」及び「特定活動」以外の別表第一の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動が該当する。

(注1) 「外交」又は「公用」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子としての活動は、「同一の世帯に属する家族の構成員としての活動」に含まれており、当該配偶者又は子は、通常「外交」又は「公用」に該当する。

(注2) 在留資格「留学」に係る基準省令第1号ハに該当する者の扶養を受ける配偶者又は子としての活動は、「家族滞在」の在留資格に該当するが、基準省令に適合しない（下記3参照）。

#### (2) 用語の意義

ア 「扶養を受ける」とは、扶養者が扶養の意思を有し、かつ、扶養することが可能な資金的裏付けを有すると認められることをいう。また、配偶者にあつては原則として同居を前提として扶養者に経済的に依存している状態、子にあつては扶養者の監護養

育を受けている状態のことをいい、経済的に独立している配偶者又は子としての活動は含まない。

イ 「日常的な活動」には、教育機関において教育を受ける活動等も含まれるが、収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動は含まれない。

ウ 「配偶者」とは、現に婚姻が法律上有効に存続中の者をいい、離別した者、死別した者及び内縁の者は含まれない。また、外国で有効に成立した同姓婚による者も含まれない。

(注) 法律上の婚姻関係が成立していても、同居し、互いに協力し、扶助しあつて社会通念上の夫婦の共同生活を営むという婚姻の実体を伴っていない場合には、配偶者としての活動を行うものとはいえ、在留資格該当性は認められない。社会通念上の夫婦の共同生活を営むといえるためには、合理的な理由がない限り、同居して生活していることを要する。

エ 「子」には、嫡出子のほか、養子及び認知された非嫡出子が含まれる。また、成年に達した者も含まれる。

### 3 基準

申請人が法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格、文化活動の在留資格又は留学の在留資格（この表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項第一号イ又はロに該当するものに限る。）をもって在留する者の扶養を受けて在留すること。

上陸許可基準は上記のとおり規定しているが、入管法別表第一の一の表又は二の表の上欄に掲げる在留資格であっても「外交」、「公用」、「特定技能1号」及び「技能実習」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける活動は、「家族滞在」の該当性がない（上記2参照）。

なお、在留資格「留学」に係る基準省令第1号ハに該当する者の扶養を受ける配偶者又は子としての活動は、「家族滞在」の該当性はあるが、上陸許可基準に適合しない。

### 4 審査のポイント

#### (1) 在留資格の決定時

##### ア 申請人と扶養者との身分関係

申請書（申請人等作成用及び扶養者等作成用）並びに扶養者との身分関係を証する文書から、申請人が扶養者の配偶者又は子であることを確認する。

##### イ 扶養者の在留資格等

申請書（扶養者等作成用）及び在留カード又は旅券の写しから、申請人の配偶者又

は親である扶養者の在留資格が、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能2号」、「文化活動」又は「留学」（基準省令第1号イ又はロに該当するものに限る。）であることを確認する。

扶養者が付与された在留資格に係る活動を行っていない場合、扶養者の扶養能力及び在留資格に係る活動への復帰の予定について、慎重に審査する。

ウ 扶養者の扶養意思

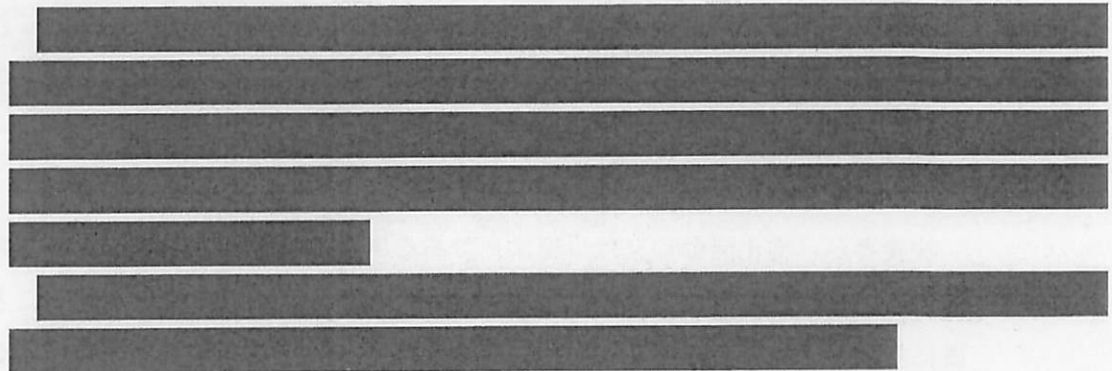
申請書（扶養者等作成用）から、扶養者が扶養の意思を有することを確認する。

エ 扶養者の扶養能力

申請書（申請人等作成用及び扶養者等作成用）並びに扶養者の職業及び収入を証する文書から、扶養者が申請人を扶養することのできる経費支弁能力を有することを確認する。

（注）本国に扶養家族がいる場合は、その人数についても考慮する。

オ 扶養者との同居



カ その他

配偶者又は子にあっては、現に扶養者の扶養を受け又は監護養育を受けていると認められることを確認する。

また、配偶者又は子として在留する場合にあっては、主たる入国目的が扶養者に依存することなく独立して別個の活動に従事するときは、それぞれに対応した在留資格を決定する。

(2) 在留期間の更新時

ア 申請人と扶養者との身分関係

上記（1）アに同じ。ただし、身分関係に特に疑義のない場合は省略して差し支えない。

イ 扶養者の在留資格等

上記（1）イに同じ。

ウ 扶養者の扶養意思

上記（1）ウに同じ。

エ 扶養者の扶養能力

上記（1）エに同じ。

オ 扶養者との同居について

上記（1）オに同じ。

カ その他

配偶者又は子にあっては、現に扶養者の扶養を受け又は監護養育を受けていると認められることを確認する。

[Redacted text block]

(3) その他留意事項

扶養者が「文化活動」又は「留学」である場合、扶養者は本邦において原則として就労することができないことから、扶養者の扶養能力について十分審査することとするが、既に在留している家族からの申請については、扶養者及び被扶養者の在留状況を斟酌し、扶養能力を柔軟に審査することとする。

[Redacted text block]

なお、扶養者の経費支弁能力と認める資産等は扶養能力と認めることとし、扶養者及び被扶養者が資格外活動許可の範囲内で行った就労活動（いわゆるアルバイト）による預貯金は扶養能力として認め、第三者による援助についても、援助の経緯等を勘案し、安定・継続して援助することが確実なものについて認めるものとする。

5 立証資料

(1) 次のいずれかで、扶養者との身分関係を証する文書（在留期間の更新において、身分関係に特に疑義のない場合は、免除して差し支えない。）

- ア 戸籍謄本
- イ 婚姻届受理証明書
- ウ 結婚証明書
- エ 出生証明書
- オ 上記アからエまでに準ずる文書

(2) 扶養者の在留カード又は旅券の写し

(注) 旅券の写しによる場合、扶養者との身分関係の存在確認に資するとともに、在留資格の該当性の判断及び在留期間の決定に資することを目的とするものであることから、身分事項、在留資格及び在留期間の記載のあるページのみで足りる。

(3) 扶養者の職業及び収入を証する文書

ア 扶養者が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行っている場合

- ① 在職証明書又は営業許可書の写し等
- ② 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの。）

イ 扶養者が上記ア以外の活動を行っている場合は、次のいずれかで、申請人の生活費用を支弁することができることを証するもの

- (ア) 扶養者名義の預金残高証明書
- (イ) 給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書
- (ウ) 上記（ア）又は（イ）に準ずる文書

(注) 出生又は国籍離脱による資格取得の場合、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出することによって、入管法第19条の8に基づく住居地の届出をしたものとみなされるため、可能な限り住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を求めることとする。

## 6 在留期間

(1) 在留資格変更許可、在留期間更新許可及び在留資格取得許可時

許可後の在留期間の満了日が、許可日を起算点として扶養者の現在（在留申請中の場合には許可後）の在留期間の満了日以降の日であって、当該満了日から1月を超えない日となるよう月単位（12月を1年とする。）で決定する。

扶養者が在留諸申請中である場合は、申請人の在留期間の満了日に留意しつつ、扶養者の許可に合わせる。ただし、扶養者が中長期在留者である場合には、申請人についても中

長期在留者となるよう「4月」以上の在留期間を決定する。

(例1) 扶養者の在留期間の満了日 2022年6月1日

配偶者の在留期間の満了日 2022年7月15日

のとき、扶養者に「1年」の在留期間を決定する際の配偶者の在留期間は、

① 2022年5月30日に、在留期間の更新を許可する場合

扶養者：「1年」（在留期間の満了日：2023年6月1日）

配偶者：「11月」（在留期間の満了日：2023年6月15日）

② 2022年6月30日に、在留期間の更新を許可する場合

扶養者：「1年」（在留期間の満了日：2023年6月30日）

配偶者：「1年」（在留期間の満了日：2023年7月15日）

③ 2022年7月30日に、在留期間の更新を許可する場合

扶養者：「1年」（在留期間の満了日：2023年7月30日）

配偶者：「1年」（在留期間の満了日：2023年7月30日）

(例2) 配偶者の在留期間の満了日 2021年6月15日

子の在留期間の満了日 2021年8月30日

扶養者の在留期間の満了日 2023年5月20日

のとき、2021年7月1日に配偶者及び子の在留期間の更新を許可する際の在留期間は、

配偶者：「1年11月」（在留期間の満了日：2023年6月1日）

子：「1年9月」（在留期間の満了日：2023年5月30日）

## (2) 在留資格認定証明書交付時

交付日を起算点として、扶養者の現在（在留申請中の場合には許可後）の在留期間の満了日までの残余期間を上回り、かつ、当該在留期間の満了日から1月を超えない期間を月単位（12月を1年とする。）で決定する。

なお、扶養者が未入国の場合は、扶養者と同じ在留期間を決定する。

## (3) 在留期間の決定に当たっての留意点。

ア 3年を超える在留期間の決定は、家族構成、婚姻期間等婚姻を取りまく諸状況からみて、婚姻及び配偶者の身分に基づく生活の継続が見込まれるもの（婚姻については、婚姻後の同居期間（本国における同居期間を含む。）が3年を超えるもの）に限る。

### イ その他

申請人の在留状況を一定の期間内に確認する必要がある場合には、上記(1)及び(2)にかかわらず、確認に必要な在留期間を決定する。

なお、扶養者が中長期在留者である場合には、申請人についても中長期在留者となるよう「4月」以上の在留期間を決定する。

- ※1 申請人又は扶養者が各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。
- 2 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

3

(1)

ア

イ

(2)

## 7 優先処理等

「高度専門職」の在留資格をもって在留する者の扶養を受けて在留することを目的とする申請については、すべて優先処理するものとする。その取扱いについては、第9節第5を参照。

## 第2 「家族滞在」をもって在留する者からの在留資格変更許可申請における在留審査事務の取扱いについて

### 1 「家族滞在」からの在留資格変更許可申請について

「家族滞在」の在留資格をもって在留している者が、我が国の義務教育を経て高等学校等卒業後、本邦において資格外活動許可の範囲を超えて就労しようとする場合について、その余の在留状況に特段の問題がないときは、「特別な理由」があるものとして、下記のとおり「定住者」又は「特定活動」の在留資格による在留を認める。

### 2 「定住者」への在留資格変更許可申請

#### (1) 対象者

次のいずれにも該当する者

ア 「家族滞在」の在留資格をもって在留していること

(注) ただし、「家族滞在」の在留資格以外の在留資格をもって在留している者(例:

奨学金の受給等の観点から「留学」の在留資格をもって在留している者）であって、「家族滞在」の在留資格該当性がある者についても対象とする。

イ 入国時に18歳未満であること

ウ 我が国の義務教育を修了していること

(注) 小学校(学校教育法第1条に規定する小学校をいい、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)及び中学校(学校教育法第1条に規定する中学校(夜間その他特別な時間において授業を行うもの(いわゆる夜間中学)を含む。)をいい、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)を卒業していること

エ 我が国の高等学校(学校教育法第1条に規定する高等学校(定時制の課程又は通信制の課程を置くものを含む。)をいい、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)又は高等専門学校、専修学校(学校教育法第125条に規定する高等課程であって、大学入学資格がその修了者に認められる課程として文部科学大臣により指定されているものに限る。以下同じ。)(高等学校、高等専門学校及び専修学校を合わせて「高等学校等」という。以下同じ。)を卒業していること又は卒業見込みであること

オ 就労先が決定(内定を含む。)していること

(注) 資格外活動許可(包括許可)の範囲を超えて就労することが予定されていること

※ 大学等に進学する者が資格外活動許可(包括許可)の範囲内で就労しようとする場合は該当しない。

カ 申請人が申請時の在留資格「家族滞在」における入管法上の届出(例:住居地の届出、住居地の変更届出、在留カードの記載事項の変更届出、配偶者に関する届出)等、公的義務を履行していること

## (2) 立証資料

ア 履歴書(我が国において義務教育を修了した経歴について記載のあるもの)

イ 我が国の小学校及び中学校を卒業していることを証明する資料(卒業証書の写し又は卒業証明書)

ウ 我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業が見込まれることを証明する資料

エ 我が国の企業等に雇用されること(内定含む。)を証明する資料

※ 雇用契約書、労働条件通知書及び内定通知書等。内定通知書に雇用期間、雇用形態及び給与の記載がない場合は、これらが分かる求人票等の資料を併せて提出

オ 身元保証書

カ 住民票（世帯全員の記載があるもの）

(3) 審査のポイント

ア 本邦に生活基盤があること

申請人の出入国歴を確認し、本邦に生活基盤があることを確認する。在留中に単純出国した者については対象としない。また、  
理由や家族状況等を踏まえて判断する。

イ 生計維持能力の確認

上記(2)エにより、生計維持能力を確認する。

なお、独立して生計を営むことが困難な収入である場合には、扶養者（扶養者が身元保証人と異なる場合は身元保証人）の住民税の課税証明書及び納税証明書等の提出を求め、同一世帯の収入について、入国・在留審査要領第12編第2章第28節第1の4(1)に準じて審査する。

(4) その他

在留期間の決定に当たっては、入国・在留審査要領第12編第2章第30節第1の6(2)ア(エ)を参考にして判断する。

また、

3 「特定活動」への在留資格変更許可申請

(1) 対象者

次のいずれにも該当する者（上記1(1)に該当する者を除く。）

ア 「家族滞在」の在留資格をもって在留していること

(注) ただし、「家族滞在」の在留資格以外の在留資格をもって在留している者（例：奨学金の受給等の観点から「留学」の在留資格をもって在留している者等）であつて、「家族滞在」の在留資格該当性がある者についても対象とする。

イ 入国時に18歳未満であること

ウ 我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること

ただし、高等学校等に編入している場合は、これに加えて、日本語能力試験N2相当の日本語能力を有していること

エ 就労先が決定（内定を含む）していること

(注) 資格外活動許可（包括許可）の範囲を超えて就労することが予定されていること

## 第12編 在留資格

※ 大学等に進学する者が資格外活動許可（包括許可）の範囲内で就労しようとする場合は該当しない。

- オ 申請人が申請時の在留資格「家族滞在」における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、在留カードの記載事項の変更届出、配偶者に関する届出）等、公的義務を履行していること
- カ 申請に係る活動が、他のいずれの在留資格にも該当しないこと
- キ 扶養者が身元保証人として本邦に在留していること

### (2) 立証資料

- ア 履歴書（我が国の義務教育を修了している者については、当該経歴について記載のあるもの）
- イ 我が国の高等学校等の在学証明書（入学日の記載のあるもの）
- ウ 我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業が見込まれることを証明する資料
- エ 高等学校等に編入した者については、日本語能力試験N2相当の日本語能力を有していることを証する資料

（注）以下のいずれかの試験の合格により証明すること

- ・日本語能力試験N2以上
- ・BJTビジネス日本語能力テスト400点以上

- オ 我が国の企業等に雇用されること（内定を含む。）を証明する資料

※ 雇用契約書、労働条件通知書及び内定通知書等。内定通知書に雇用期間、雇用形態及び給与の記載がない場合は、これらが分かる求人票等の資料を併せて提出

- カ 扶養者を保証人とする身元保証書
- キ 住民票（世帯全員の記載があるもの）

### (3) 審査のポイント

- ア 本邦に生活基盤があること  
上記2（3）アと同様の取扱いとする。
- イ 生活維持能力の確認  
上記2（3）イと同様の取扱いとする。
- ウ 高等学校等の在籍期間の確認  
上記（2）イの資料から、申請人が高等学校等に編入した者でないかを確認する。  
編入者については、日本語能力試験N2相当の日本語能力も要件となっていることに留意する。

### (4) 指定活動

指定活動は次のとおりとする。

「〇〇〇」の在留資格をもって本邦に在留する△△△人□□□の子が行う、本邦の公私の機関に雇用されて行う報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行う報酬を受ける活動又は同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事して行う報酬を受ける活動を除く。）

(5) その他

在留期間は1年を決定する。

また、

4 在留期間更新許可申請

(1) 立証資料

ア 在職証明書

イ 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）

ウ 身元保証書

エ 住民票（世帯全員の記載があるもの）

(2) 審査のポイント

ア 上記2（3）イと同様の取扱いとする。

イ 「特定活動」の在留資格をもって在留している者については、「家族滞在」の在留資格により在留していたときの扶養者が身元保証人として本邦に在留していることを確認する。

5 「特定活動」から「定住者」への在留資格変更許可申請

(1) 対象者

次のいずれにも該当する者

## 第12編 在留資格

- ア 本邦の高等学校等卒業後、上記3の「特定活動」等（注1）の就労可能な在留資格により就労している期間及び本邦の大学等（注2）への進学により在学している期間を合わせて、5年以上在留していること
- イ 就労先が決定（内定を含む。）していること
- ウ 申請人自身に独立生計維持能力が認められること
- エ 申請人が申請時の在留資格「特定活動」における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、在留カードの記載事項の変更届出）等、公的義務を履行していること

（注1）上記アの「特定活動」等」に含まれる「特定活動」

以外の在留資格は、以下①及び②のとおり。

- ① 出入国管理及び難民認定法別表第一の一の表及び二の表の上欄の在留資格（「技能実習」の在留資格を除く。）以下「就労資格」という。及び別表第一の五の表上欄に掲げる「特定活動」のうち、就労資格に準ずるもの
- ② 出入国管理及び難民認定法別表第一の三の表及び四の表の上欄の在留資格のうち、「留学」又は「文化活動」

（注2）本邦の大学（別科・専攻科を含む。）、専門学校（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）、高等専門学校（4年次、5年次に限る。また、専攻科を含む。）及び高等学校専攻科で教育を受けた後に就職した場合、当該教育を受けた期間の算入も認める。

### （2）立証資料

- ア 在職証明書
- イ 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）
- ウ 身元保証書
- エ 住民票（世帯全員の記載があるもの）

### （3）その他

- ア 在留期間の決定に当たっては、入国・在留審査要領第12編第2章第30節第1の6（2）ア（エ）を参考にして判断する。

また、

イ 上記(1)に該当し、許可相当と判断される者から、「特定活動」  
に係る在留期間更新許可申請があった場合、申請内容変更申出を提出  
させるなど、「定住者」への変更を案内する。